

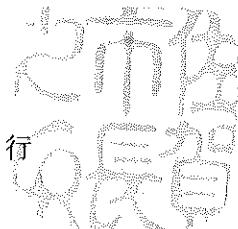
諮詢書

佐市財産第409号

平成29年11月7日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問事項

佐賀市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）1階への監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提供について

2 諒問理由

佐賀市役所本庁舎では、来庁者の安全確保及び夜間等の警備強化を目的として、出入口等に監視カメラを設置している。（平成24年11月1日付答申第46号で、適当なものとの答申を受けている。）

一方で、来庁者の中には、大声を出す、長時間居座る、不当要求を繰り返すなど、他の来庁者の迷惑になる問題行動を起こされる方が来庁される場合がある。

このため、本庁舎1階の窓口に新たに監視カメラを設置し、既存の監視カメラと併用して問題行動の抑止を図るとともに、当初の設置目的である、来庁者の安全確保及び警備強化を図ることとした。

3 設置者（管理者）

総務部財産活用課

4 設置時期

平成30年2月下旬（予定）

5 監視カメラの概要

(1) 監視カメラの種類

新たに設置する監視カメラについてはドーム型とする。なお、新規及び既存のカメラ双方ともに音声を収録する機能は有しないものとする。

(2) 設置場所

本庁舎1階窓口及び既存出入口（1階1箇所、地下1階1箇所及び段差解消エレベーター内）。なお、監視カメラを設置し、作動中であることを、当該監視カメラの近傍に掲示する。

(3) 設置台数

新規8台、既存3台（別紙「配置図」参照）

(4) 稼働時間

24時間

(5) モニター及び記録装置（レコーダー）

守衛室内に設置する。

(6) 画像データ

撮影した画像データは、撮影した翌日から起算して30日間レコーダーに保存する。

なお、保存期間を経過した画像データは、新しく撮影した画像データを自動的に上書きすることで完全に消去する。

(7) 管理者及び取扱者

財産活用課長を監視カメラ管理者に、警備業務を受託した警備会社及び財産活用課の職員の中から管理者が指名した者を監視カメラ取扱者に指定し、監視カメラ、モニター、レコーダー及びこれらの付属品（以下「機器」という。）及び画像データを適正に管理する。

(8) 取扱要綱

「佐賀市個人情報保護条例」の規定に基づき具体的な取り扱い方法等について「本庁舎1階窓口等に設置する監視カメラ取扱要綱」を定め、機器及び画像データを適正に取扱う。また、本要綱を定めることにより、既存の監視カメラの設置にあたって平成24年10月19日に制定した「佐賀市役所本庁舎監視カメラ運用基準」は廃止し、当該監視カメラについても本要綱を適用する。

6 画像データの外部提供

画像データの提供については佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき取扱う。具体例として、刑事訴訟法の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合を想定している。

なお、画像データの外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータに限

定し、外部記録媒体に複写したうえで提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却を条件に付すものとする。

本庁舎1階窓口等に設置する監視カメラ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「佐賀市個人情報保護条例」に基づき、来庁者の安全確保及び夜間及び休日の警備強化、並びに佐賀市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）における来庁者のうち他の来庁者の迷惑になる問題行動を起こす者による問題行動を抑止するために設置する監視カメラの具体的な取扱い方法について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 監視カメラ | 本市が来庁者の安全確保及び夜間及び休日の警備強化、並びに問題行動の抑止を目的として設置するカメラ及び当該カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録する関連機器で構成されるものであって、通信回線等により外部と接続できないもの |
| (2) 画像データ | 監視カメラで撮影した画像を電磁的方法により記録したもの |
| (3) レコーダー | 画像データを記録する機器 |
| (4) データ媒体 | 第6条の規定により提供する画像データを記録するための外部記録媒体 |

(管理者及び取扱者)

- 第3条 監視カメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。
- 2 管理者は財産活用課長をもって充て、監視カメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針の決定を行い、取扱者に、この取扱要綱を遵守させなければならない。
 - 3 取扱者は警備業務を受託した警備会社及び財産活用課の職員の中から管理者が指名した者とし、この取扱要綱を遵守して、画像データを適正に取扱わなければならない。
 - 4 監視カメラ及び画像データの操作は、管理者、取扱者のみが行うことができる。ただし、警備業務を受託した警備会社は、その業務に必要な範囲でモニターに表示された画像データを観察することのみとし、操作は行わない。

(設置場所)

- 第4条 監視カメラを設置する場所は、本庁舎1階、地下1階及び段差解消エレベーター内とする。
- 2 監視カメラで撮影する区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。
 - 3 監視カメラの撮影区域には、見やすい位置に、撮影を行っていることを認識できる標

識等を掲示しなければならない。

- 4 既に設置している出入口（1階1箇所、地下1階1箇所）及び段差解消エレベーター内の監視カメラについても、この要綱に基づき運用する。

（画像データの取扱い）

- 第5条 監視カメラは、防犯上の必要があるため、開庁日に限らず年間を通じて毎日、24時間稼動して画像を撮影し、レコーダーに記録するものとする。
- 2 画像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して30日間とする。ただし、次条の規定により画像データを提供する必要があるとき又は管理者が必要と認めるときは、30日を越えて保存することができる。
- 3 前項に規定する保存期間を経過した画像データは、当該画像データが記録された領域に、新たな画像データを記録する方法により消去するものとする。

（画像データ外部提供の制限）

- 第6条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、管理者、取扱者以外のものに提供することができる。
- 2 前項の規定に基づき画像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) データ媒体に記録した画像データを複写してはならないこと。
 - (2) 画像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること。
- 3 提供先から返却されたデータ媒体に記録された画像データは、復元できない方法によって消去しなければならない。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラの取扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

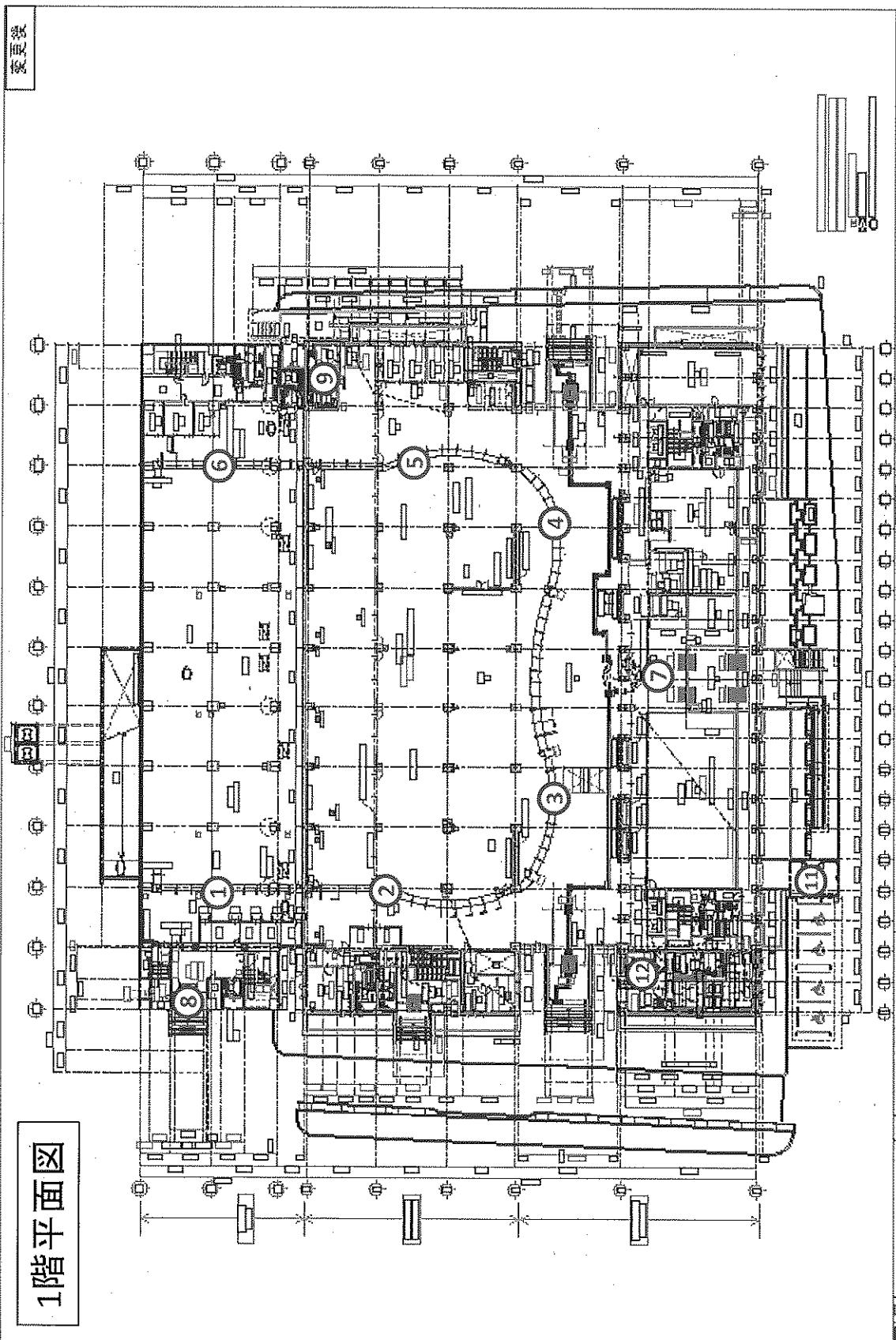
附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月 日から施行する。
- 2 平成24年11月1日に答申を受けた「佐賀市役所本庁舎監視カメラ運用基準」は廃止する。

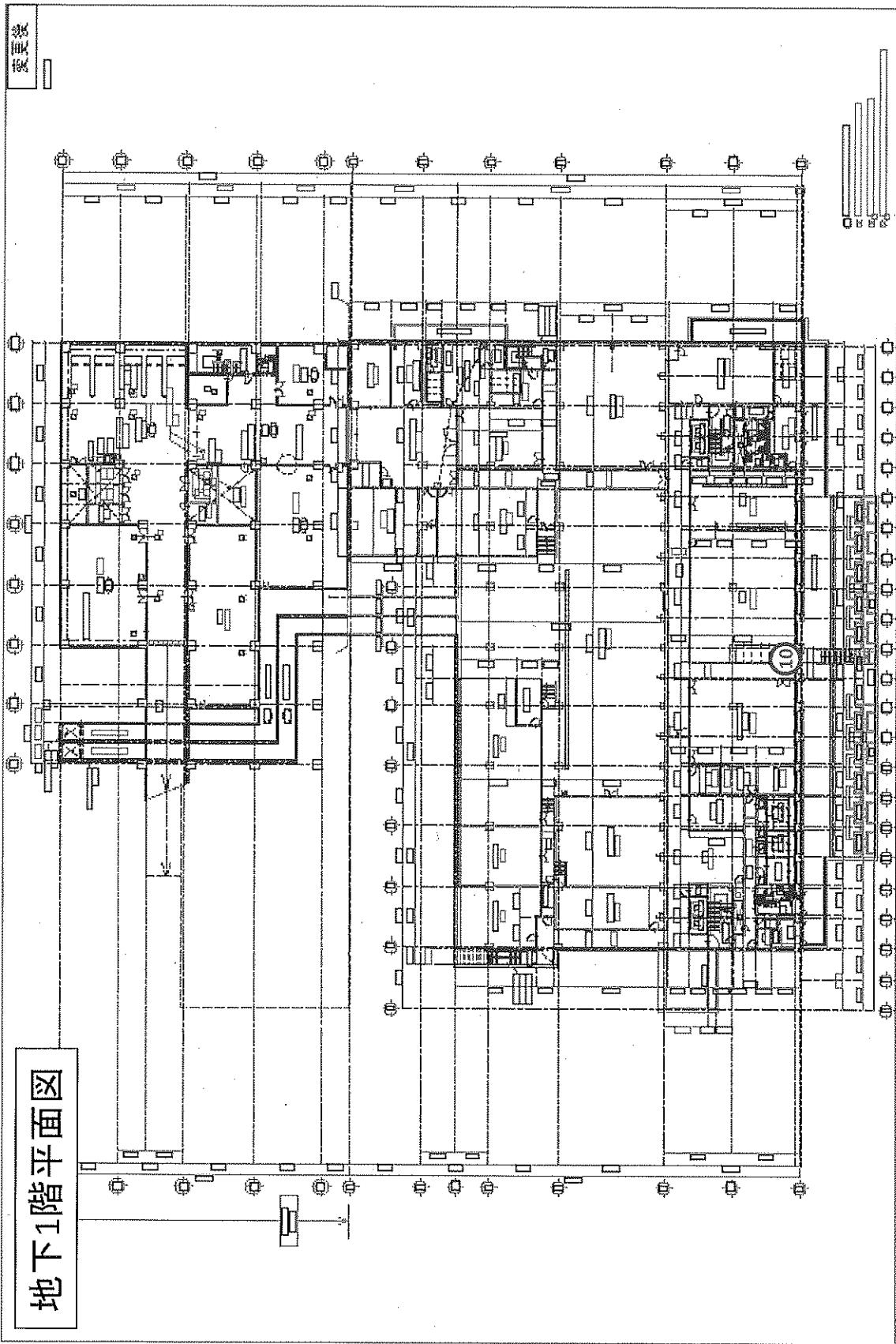
監視力メラ配置図

- ① 新規監視力メラ：生活福祉課口ビー
- ② 新規監視力メラ：障がい福祉課口ビー
- ③ 新規監視力メラ：保険年金課口ビー
- ④ 新規監視力メラ：市民生活課口ビー
- ⑤ 新規監視力メラ：こども家庭課口ビー
- ⑥ 新規監視力メラ：健康づくり課口ビー
- ⑦ 新規監視力メラ：総合案内前
- ⑧ 新規監視力メラ：北棟1階西出入口
- ⑨ 既存監視力メラ：中棟1階東出入口
- ⑩ 既存監視力メラ：南棟地下1階出入口
- ⑪ 既存監視力メラ：段差解消エレベーター内
- ⑫ 新規及び既存モニター及びレコーダー（守衛室）

1階平面図



地下1階平面図



① 新規監視カメラ：生活福祉課ロビー



② 新規監視カメラ：障がい福祉課ロビー



③ 新規監視カメラ：保険年金課ロビー



④ 新規監視カメラ：市民生活課ロビー



⑤ 新規監視カメラ：こども家庭課ロビー



⑥ 新規監視カメラ：健康づくり課ロビー



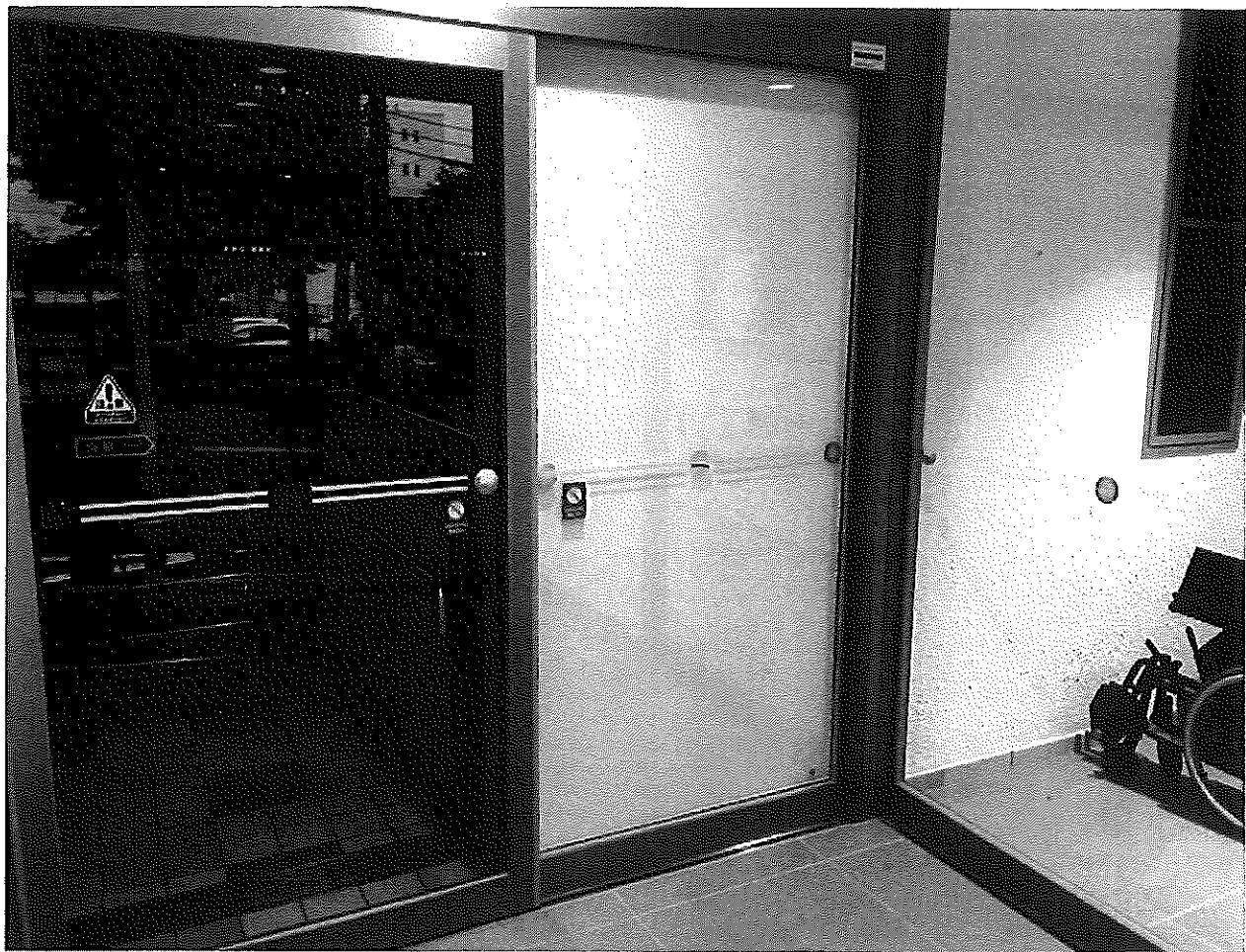
⑦ 新規監視カメラ：総合案内前



⑧ 新規監視カメラ：中棟1階東出入口



⑨ 既存監視カメラ：北棟 1 階西出入口



⑩ 既存監視カメラ：南棟地下 1 階出入白

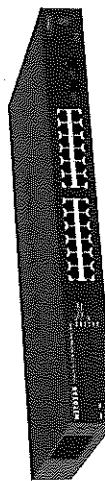


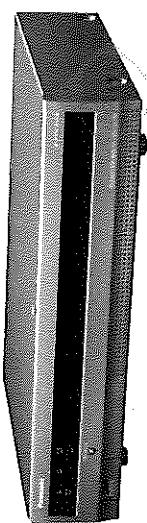
⑪ 既存監視カメラ：段差解消エレベーター内



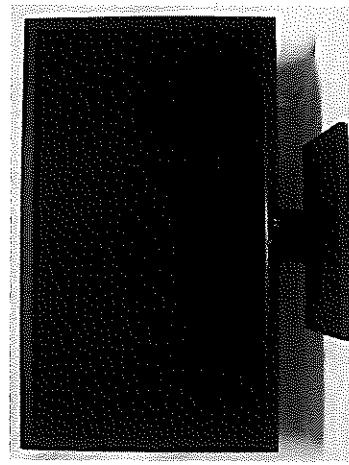
カメラシステム構成ブロード

スイッチングハブ





ネットワークレコーダー



液晶モニター

ドーム型ネットワークカメラ8台

